B 商業・業務地の活動

<商業・業務地のみどりづくりのあり方>

商業地のみどりづくりは、拠点となる主な公共・公益施設のほか、民有地での建築物やオー プンスペースの緑化、コンテナガーデンによる緑化を積極的に進めながら、多くの人を 迎え入れる、質の高いみどりに彩られた商業・業務地の環境づくりを目指しましょう。

○商業・業務地の顔となるみどりの軸の形成 P.091

関連する主な推進プログラム

B-1 街路樹の育成・管理 B-2 民有地のみどりづくり

46600

○歩いて楽しい花による街並みづくり

P.093

関連する主な推進プログラム

466

B-3街路空間を活かした花づくり

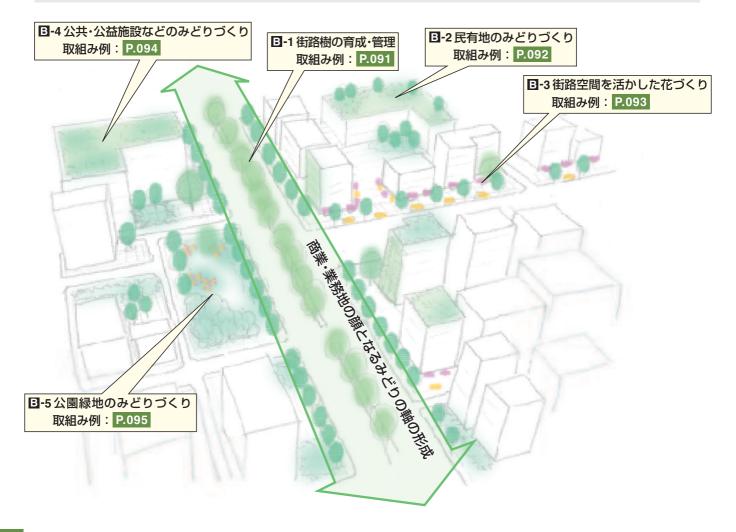
○公共施設·公園緑地などの質の高い P.094 みどりの憩い空間づくり

関連する主な推進プログラム

900

B-4公共·公益施設などのみどりづくり

B-5 公園緑地のみどりづくり



各担い手

の役

割

○商業・業務地の顔となるみどりの軸の形成

関連する主な推進プログラム49000

商業・業務地のメインストリートとなる通りでは、行政による街路樹の適正な育成・管理を推進するほか、行政と沿道関係者が協働して、既存のみどり(街路樹、公園内樹木、公共・民有地内樹木など)をはぐくむことで連続した豊かなみどりの軸を形成し、風格ある商業・業務地の顔づくりを進めましょう。

●市 民

●活動団体

市民、活動団体は、企業との連携を図り、民有地のみどりづくり、維持管理作業などに参画しましょう。

●企業

企業は所有する建築物緑化(屋上緑化、壁面緑化)、外構の緑化によるみどり豊かな街並みづくりを行いましょう。民有地で開発を行う際は、緑保全創出地域制度に基づく緑化を行うほか、総合設計制度を活用するなど、積極的にオープンスペースを確保し、うるおいある都市環境の形成に努めましょう。また、隣接する地権者との連携による連続的な緑化に取組むなど、うるおいのある環境づくりを行いましょう。

●大学·専門

大学など専門機関は、屋上緑化、壁面緑化をはじめ、都市空間における緑化技術や緑化の効果について研究、開発、普及に努めましょう。

●行 政

行政は、街路樹や公園樹木の適正な育成・管理を行うほか、民有地の緑化促進のため、資材提供、技術的・制度的支援、効果的なオープンスペース創出や連続的な緑化、維持管理に向けた関係者のコーディネートや関係機関の調整を行います。

B-1 街路樹の育成・管理

●札幌都心部の特に重要なみどりの軸

大通公園、創成川公園、駅前通、北3条通といった都心のみどりの適正な育成管理により、都心部におけるみどりを主体とした都市景観をつくりだしています。







| 対象

B-2民有地のみどりづくり

●通りに面した民有地の緑化の例

通りに面した民有地のオープンスペースや敷地内の緑化を図り、民有地のみどりづくりが進められています。



通りに面したオープンスペース[中央区]



病院の修景[南区]

●民有地内に公開空地をもうけ緑化している例

裏通りに抜ける路地を公開空地にして緑化して います。

●壁面緑化の例

環境に配慮して建物の壁面を緑化しています。



公開空地[北区]



民間業務施設の壁面緑化[手稲区]

🔮 緑化の支援

*マイタウン・ マイフラワープラン

*緑化ツタ苗の 補助事業

P.115

🔭 みどりを守る

* 緑保全創出地域制度 * 風致地区制度

P.116 P.117

他 その他制度

- *街並み誘導型地区 計画制度
- *総合設計制度

P.119

○歩いて楽しい花による街並みづくり

関連する主な推進プログラム496

商業・業務地の人通りの多い道路沿いや来訪者を迎え入れる交通結節点などでは、通りに面する公共・公益施設や民有地の外構でのガーデンづくり、市民、活動団体、企業によるコンテナガーデンなどの修景を行い、歩いて楽しい街並みづくりを進めましょう。

●市 民

市民、活動団体は、企業との連携を図り、民有地のみどりづくり、維持管理作業などに参画しましょう。

●企

各

担

い

手

の

役割

●活動団体

業

企業は所有する土地の沿道や街路空間を活用し、コンテナガーデンなどによる彩りある街並みづくりを行いましょう。隣接する地権者や行政との連携により連続的に取組むなど、歩いて楽しい一体的な通りづくりを行いましょう。

●大学·専門

大学など専門機関は、屋上緑化、壁面緑化をはじめ、都市空間における緑化技術や緑化の効果について研究、開発、普及に努めましょう。

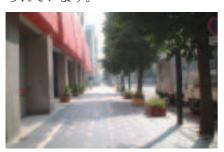
●行 政

行政は、街路空間での花づくりのための場を提供したり、民有地の緑化促進のため、資材提供、技術的・制度的支援、連続的な花づくり、維持管理に向けた関係者や関係機関との調整・コーディネートを行います。

B-3街路空間を活かした花づくり

●企業主体による連続的な コンテナガーデンの例

連続したコンテナガーデンにより、 歩いて楽しい街並みづくりが進め られています。



南1条通のグリーンオンパレード

●プランター植栽の例

小学校と商店街、行政の協働により、プランターの植栽が行われています。



大通地区の商店街

企業の支援による みどりづくりについて

企業の支援による寄 せ植え講習会を開催 しています。



寄せ植え講習会の様子

メニュー 制度·支援

◯ ボランティア

*さっぽろタウン ガーデナー制度

P.112

🧌 講習会・手引き

P.113

*各種講習会

*緑と花に関する手引書 「すくすくみどり」の配布

* 花苗づくりブック「種から 育てる花のまちづくり "たね本"」の配布 **P.114**

➡ 緑化の支援

*マイタウン・ マイフラワープラン

*フラワーコンテナ (ポット)の貸出し **P.115**

○公共施設・公園緑地などの質の高いみどりの憩い空間づくり

関連する主な推進プログラム每●●

人の往来が多い商業・業務地では、公共・公益施設の外構などのまとまったみどりの空間 や公園緑地を保全・創出・活用することで、うるおいある憩いの空間をつくりましょう。

各
担
い
手
の
役
割

●市 民

●活動団体

市民や活動団体は、みどりを守り・育てる取組みへの参加や、花づくりなどの 彩りある景観づくりを行いましょう。

●企 業 企業はCSR活動などにより、みどりづくり、花づくりのための資材提供などの 支援を行い、維持管理活動に協力しましょう。

●大学·専門

専門機関は、園芸や公共空間づくりに関する知識・技術を提供しましょう。

●行 政 行政は公園緑地などの質の高い維持管理を行うほか、市民や活動団体、企業の主 体的な活動を促進するための情報提供、支援、調整・コーディネートを行います。

B-4公共·公益施設などのみどりづくり

●景観を高めみどりの拠点となっている公共施設外構緑化の例

公共・公益施設の外構などのまとまったみどりの空間や公園緑地を保全・創出・活用することで、質の高い憩 いの空間づくりが進められています。





札幌第2合同庁舎



教育文化会館



北海道警察本部

●札幌景観資産に指定され保存されている 樹木の例

都心部の顔となる樹木の保存が図られています。



市民ホール

●市民との協働による花壇づくりの例

市民との協働による花壇づくりが街並みに彩りを 与えています。







市民ホール

B-5公園緑地のみどりづくり

●商業・業務地の中で憩いの空間となっている 大通公園

公園緑地のみどりが都心部における憩い空間をつ くり出しています。





大通西3丁目

大通西11丁目

●企業、活動団体による大通花壇づくり

企業や活動団体による公園での花壇づくりが進め られています。





大通西2丁目

●市民、行政の協働によるコンテナガーデン づくりの例

市民、行政との協働によるコンテナガーデンの設 置により、彩りある都市景観がつくられています。



大通公園のコンテナガーデン

●公園を活用した市民によるオープンカフェ と仮設花壇づくりの例

公園は、さまざまな市民活動の場となります。



大通公園の花フェスタ

ボランティア

*<みどりのボランティア> 公園ボランティア 制度

P.112

⚠ みどりをつくる

*緑化推進協議会制度

P.116

🔭 みどりを守る

*保存樹木,保存並木 *景観重要樹木

P.116 P.117

他 その他制度

*札幌景観資産

P.119

C川沿いの活動

<川沿いのみどりづくりのあり方>

河川沿いのみどりづくりは、周辺の土地利用状況に応じて、生物の生息・移動空間、都市 環境、防災面などを考慮しながら、みどりの保全・創出・活用を進め、札幌のみどりの骨格 をつくり、うるおいのある都市環境づくりを目指しましょう。

○水を中心としたネットワークづくり P.097

○河川空間を活用したうるおいある都市環境づくり

関連する主な推進プログラム

G-1河畔林の保全と育成 **G-2**多自然川づくり

G-3 橋詰·築堤を活用した緑化

P.098

関連する主な推進プログラム

479

479

479

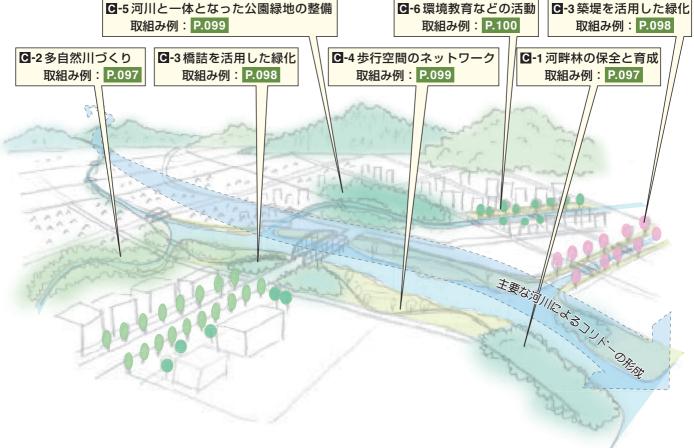
C-4歩行空間のネットワーク

G-5河川と一体となった公園緑地の整備

○河川を活用した活動の推進 P.100

関連する主な推進プログラム

C-6環境教育などの活動



各担い手の

役割

○水を中心としたネットワークづくり

関連する主な推進プログラム4♀♀

札幌のみどりの骨格となる主要な河川では、生物の生息・移動空間、都市環境、防災など河川が持つ機能の維持向上に配慮したみどりづくり・みどりの保全に取組み、次世代へのかけがえのない資産として引き継いでいきましょう。

●市 民

市民、活動団体は、行政との連携を図り、河畔林の保全や植樹活動に参加・協力 するほか、河川の持つ役割、機能に対する理解を深めましょう。

●活動団体

●企

企業は、市民や活動団体の活動に参加・協力するほか、企業CSRに基づく資材の提供などを行いましょう。

●大学·専門

業

大学など専門機関は行政と協力して、河畔林の保全育成・多自然川づくりに向けた調査・研究を進めます。

●行 政

行政は、河川のみどりづくりのため、緑化の大切さを知ってもらうよう努めながら、河川のみどりづくりにかかわる、市民や活動団体、企業への資材提供、技術的支援、関係者や関係機関との調整・コーディネートを行います。

G-1 河畔林の保全と育成 G-2 多自然川づくり

●市民との協働による河畔林植樹例

市民との協働により、植樹活動を行っています。



茨戸川緑地のメモリアル植樹



茨戸川緑地の企業による植樹

●多自然川づくりの事例

小河川は市街地の中の貴重なみどりを形成しています。





精進川

●河川の流れを再生させた例

大学との協働により河川の流れを再生しています。





サクシュ琴似川

○河川空間を活用したうるおいある都市環境づくり

関連する主な推進プログラム499

河川とその周辺の空間が一体となった環境づくり、河川空間を活用した身近に水やみどりにふ れる場や憩いの場づくり、地域の景観づくりを進め、うるおいある都市環境づくりを進めましょう。

●市 民

●活動団体

市民、活動団体は、行政や企業との連携を図り、橋詰や築堤を活用した植樹活動を 主体的に行うほか、創出されたみどりの維持管理活動に参加・協力しましょう。

各 担 い 丰 の 役

割

●企 業

企業は、河川や河川緑地につづく街路に面して空地を設け、連続的なみどりづ くりや憩いの場づくりを行うなど、川を活かしたうるおいのある都市環境づ くりに参加しましょう。

また、市民や活動団体の活動に参加・協力するほか、企業CSRに基づく資材の 提供などを行いましょう。

●行 政

行政は、関係機関や関連部局との連携により、河川敷地や街路、公園などを-体的に整備し、連続的なみどりや水とみどりにふれられる憩いの場、歩行空間 のネットワークづくりに取組みます。

また、市民や活動団体の緑化活動のための場の提供を行うほか、資材提供や技 術的支援を行うとともに、関係機関の調整・コーディネートを行います。

G-3 橋詰·築堤を活用した緑化

●橋詰・築堤を活用した緑化例

橋詰や築堤を活用して緑化を図り、うるおいある都市 環境づくりを進めています。



堤防の住宅地側を緑化することで、緑量を確保し ています。



軽川



穴の川



豊平橋の橋台広場第一公園

☑-4歩行空間のネットワーク ☑-5河川と一体となった公園緑地の整備

●河川空間を活用した歩行空間の例

河川空間を活用した歩行空間の整備が進められています。





真駒内用水

篠路拓北川

住宅地のみどりと河川のみどり、公園を一体的に整備しています。



拓北いきいき公園

●河川と公園を一体的に整備し親水空間を確保した例

河川と公園を一体的に整備し、水とふれあえる空間づくりを進めています。



山鼻川緑地

○河川を活用した活動の推進

関連する主な推進プログラム499

河川や河川緑地などを活用し、みどりにふれあい、自然環境や生物多様性の保全、地球環 境保全への意識の醸成を図る環境教育を進めましょう。

各 扣 い 手 の 役

割

●市 民

市民、活動団体、企業は、企業との連携を図り、河川のみどりづくり、清掃作業 に参加・協力するほか、河川の持つ役割、機能に対する理解を深めましょう。 また、河川の清掃作業などに参加し、河川環境を守りましょう。

●活動団体

活動団体は、それぞれの活動目的に応じた川での活動を実践しましょう。また、 地域の小学校などでは、身近な河川を教材として活用していきましょう。

●企 業

企業は、市民や活動団体の活動に参加・協力するほか、企業CSRに基づく資材 や人材の提供などの支援を行いましょう。

●大学·専門

専門家等は、市民や活動団体に対して、講師として参加したり、専門的な知識 などの情報提供を行いましょう。

政 ●行

行政は、市民や活動団体の活動に対して、関係機関や団体間の調整や資材の提 供、情報の提供を行います。

C-6環境教育などの活動

●活動団体による河川での環境教育活動例

河川を活用した環境教育が活動団体によって行わ れています。





河川での環境教育[琴似発寒川]

●活動団体による河川の清掃活動の例

活動団体による、河川の清掃活動が行われています。





鴨々川

創成川

他 その他制度

*河川美化活動支援 制度

*アダプトプログラム

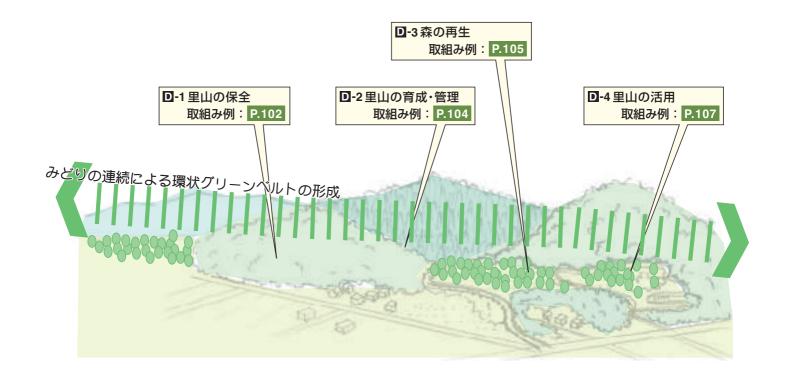
P.119

D里山の活動

<里山のみどりづくりのあり方>

市街地をとりまく里山のみどりは、都市環境を形成する貴重な森林の一部であることか ら、生物の生息移動空間の保全を図るなど、良好な自然環境の育成・管理に努め、みどり とふれあう活動の場として活用し、札幌らしい良好な都市景観・都市環境の維持向上を 目指しましょう。

○里山の保全 P.102 関連する主な推進プログラム 789 D-1里山の保全 ○里山の育成・管理 P.103 関連する主な推進プログラム 789 D-2 里山の育成・管理 D-3森の再生 ○里山の活用 P.106 関連する主な推進プログラム 789 D-4里山の活用



○里山の保全

関連する主な推進プログラム❷❸

里山では、行政による公有林の保全のほか、制度に基づいた民有林の保全を進めましょう。また、 都市環境林などを拠点とした市民、活動団体による里山の保全活動を積極的に進めましょう。

各 担 い 手 の 役 割

●市	民	市民、企業は、所有する森林が、市街地をとりまく貴重なみどりの一部である
●企	業	ことを認識し、制度に基づいた保全に努めましょう。

活動団体は、行政や専門機関との連携のもと、それぞれの目的に応じ、里山保 ●活動団体 全のための動植物調査など、自主的な保全活動を展開しましょう。

大学など専門機関は、里山の保全に向けた調査・研究に取組み、保全活動を技 ●大学·専門 術的に支援しましょう。

行政は、貴重な森林の公有化や各種制度の運用により里山の保全に取組むほか、 ●行 政 活動団体などによる里山の保全活動に資材提供などの支援を行うとともに、 関係機関の調整を行います。

D-1里山の保全

●制度に基づいた保全が図られている里山の例 市街地に近い里山は、都市環境林取得整備事業など により保全を進めています。



藻岩山から見た円山

●活動団体による里山保全に向けた 動植物調査の例

活動団体による昆虫調査や植物調査が行われています。





昆虫調查[澄川都市環境林] 植物調查[西岡都市環境林]

ボランティア

*<みどりのボランティア> 森林ボランティア P.112

🔭 みどりを守る

*緑保全創出地域制度

*風致地区制度

*都市環境林

P.116

取得整備事業 P.117

各 担 い 手 の

役

割

○里山の育成・管理

関連する主な推進プログラム●39

里山での環状グリーンベルト形成に向けて、既存のみどりの育成・管理を推進するほか、 公有地や未利用地を活用し、市街地をとりまくみどり豊かな景観づくりや生物の生息・移 動空間の確保、低炭素社会の実現に向けた新たな森づくりに取組みましょう。

●市 民

市民は、行政や活動団体が企画する植樹祭などの活動に参加するほか、植樹の ための基金への寄付や、森林ボランティアに登録するなど、積極的に里山の育 成・管理活動に参加しましょう。

●活動団体

活動団体は、行政と連携し、それぞれの目的に応じて、里山の育成・管理や植樹のた めの苗木の育成など、自主的な里山の育成・管理や森づくり活動を展開しましょう。

●企 業

企業は、里山の育成・管理に向けた森づくり活動に積極的に参加するほか、カー ボンオフセットやネーミングライツによる森づくり活動、企業CSR活動とし ての資材や人材の提供などを行いましょう。

●大学·専門

大学など専門機関は、里山の育成・管理に向けた技術支援や、植樹技術・森づく りの意義について研究・開発・普及に努めましょう。

●行 政

行政は、制度の運用や市有林の育成・管理を進めるほか、森づくりのための植 樹祭を企画するなど、里山の育成・管理の活動を進めるため、活動場所の確保 や提供、資材の提供などの支援を行い、関係者や関係機関との調整を行います。

D-2里山の育成・管理

●森林ボランティアによる里山の育成・管理活動例

樹木の適正な生育を促すため、間伐や枝打ちを行っています。また、林床にさまざまな野草が生えてくるように、ササ刈りなどの作業を行っています。





間伐および枝打ち作業[南区]

林床部の管理[南区]

●活動団体による苗木管理の例

里山の育成・管理に向けて、苗木を育てています。



苗木管理[豊平区]

メ制 二度・ *<みどりのボランティア> 森林ボランティア 制度 P.112

カーボン オフセットとは

二酸化炭素の吸収 源になる樹木の植栽 やクリーンなエネル ギーを取り入れるな どにより、排出した 二酸化炭素を相殺す る仕組み。

ネーミングライツ とは

主にスタジアムや アリーナなどのスポー ツ施設に、スポンサー 企業の社名やブラン ド名を施設名称とし て付与する権利で、「命 名権」とも呼ばれる。

D-3森の再生

●森の再生の取組み事例

植樹活動によって森の再生への取組みが進められています。



植樹のための苗づくり[清田区]





白旗山都市環境林の植樹活動



白旗山都市環境林の植樹活動



○里山の活用

関連する主な推進プログラム♥❸᠑

里山を、みどりとふれあうフィールドとして活用し、みどりの大切さを学びながら地球 環境の保全や生物多様性の保全、低炭素社会の取組みに向けた市民意識の醸成を図るほか、 みどり資源の有効利用にも取組みましょう。

各	
担	
い	
手	
の	
役	
割	

各担い手の役割	●市	民	市民は、活動団体や行政、企業が企画する里山活動やイベントに参加するなど、 積極的に自然にふれあい楽しみながら里山が持つ機能について理解を深めま しょう。
	●活動	団体	活動団体は、行政との連携のもと、それぞれの目的に応じ、自然とのふれあい活動や環境教育、みどりのリサイクル活動など、自主的な里山活用活動を展開しましょう。
	●企	業	企業は、里山を活用した観光イベントの開催や地材地消の取組みを進めましょう。
	●大学・	専門	大学など専門機関は、里山の活用に向けた技術支援を行いましょう。
	●行	政	行政は、市有林の活用を進めるほか、市民活動のための場や機会、資材の提供、 関係者や関係機関との調整・コーディネートを行います。また、バイオマス燃料など、森林資源の循環利用のしくみづくりを進めます。

D-4里山の活用

●里山でのイベント例

森林ボランティアや行政による森と親しむイベントに多くの市民が参加しています。



ふれあいの森の観察会



旭山都市環境林での間伐体験



きのこ観察会[中央区]

●間伐材の活用例

間伐材を活用して、きのこづくりや、木工体験などを行っています。



間伐材を活用したきのこづくり[清田区]



ふれあいの森での木工クラフト体験

ペレットストーブの 燃料として活用 間伐材などの木を 材料としたペレット 燃料の生産と活用。



日里地の活動

<里地のみどりづくりのあり方>

市街地をとりまく里地のみどりは、生産の場・生物の生息移動空間として維持していく ほか、市民のみどりとふれあうライフスタイルのフィールドとして活用し、札幌らしい 良好な都市景観・都市環境の維持向上を目指しましょう。

○里地の保全 P.109

関連する主な推進プログラム

79

目-1 里地の保全

○里地の活用 P.110

関連する主な推進プログラム

79

II-3草地や水辺を活用したふれあいの場づくり

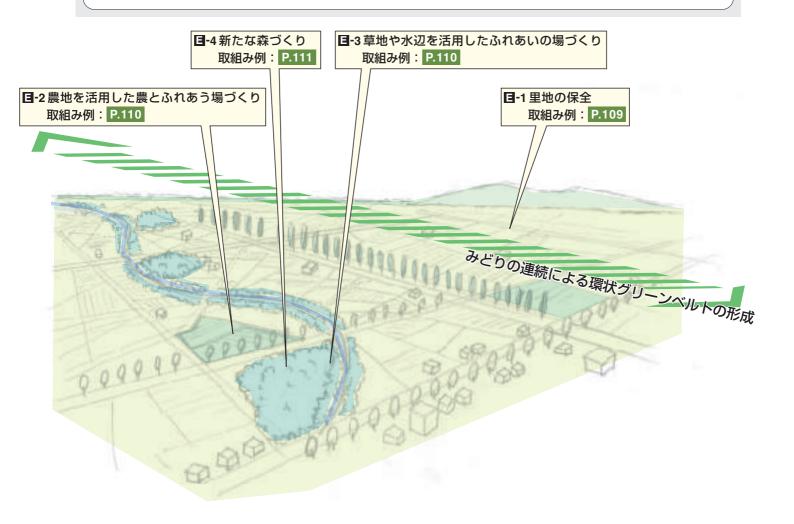
II-2農地を活用した農とふれあう場づくり

○新たな森づくり P.111

旦-4新たな森づくり

関連する主な推進プログラム

790



○里地の保全

関連する主な推進プログラム❷❷

札幌らしさを表す良好な都市景観・都市環境を維持する農地や草地、防風林などは、かけ がえのない里地の資産として次世代に引き継いでいきましょう。また、水辺のみどりの保 全に取組み、生物の生息・移動空間の確保や、うるおいある景観づくりを行いましょう。

各 担 い 手 の 役 割

●市 民

●活動団体

●企 業 市民は、市街地近郊の貴重な農地や草地、防風林を、札幌郊外の景観を形成す るまちの財産として認識しましょう。

市民、活動団体、企業は、里地に残る連続的なみどりが、生物の生息・移動空間 として、また、里地を特徴づける景観資源として重要であることを認識し、保 全活動に参加しましょう。

●行 政 行政は、制度の運用によるみどりの保全や、市民、企業(農業者)の活動支援を 行います。

II-1 里地の保全

●農地

北区篠路や東区中沼には酪農家が多く、牧草の収穫 時期を中心として、市民に牧歌的な風景を提供して います。



牧草地[東区]

●草地·水辺

里地に残る草地・水辺は、里地の中の大切なみどり の一つとして、生物の生息空間として貴重な場所となっ ています。



あいの里公園

●防風林

里地に残る防風林は、里地の中の大切なみどりの一 つとして、景観、防災、環境など多様な価値があります。



防風林[東区]

🦒 みどりを守る

*緑保全創出地域制度 *保存樹木,保存並木

P.116

○里地の活用

関連する主な推進プログラム❷❷

市街地をとりまく農地や草地、水辺などを、みどりとふれあうライフスタイルのフィー ルドとして活用しましょう。

各 担 い 手 の 役 割

●市 民

●活動団体

●企 業 市民は、市民農園を利用して、みどりとふれあうライフスタイルを楽しみましょ う。また、草地や水辺を活かしたふれあいの場づくりを進めていきましょう。 市民は、札幌の農業を支援し守るため、地元の農産物を積極的に購入・消費す ることによって地産地消を定着させましょう。

農家、法人などは、農地を市民農園など有効に活用し、地域農業や地域経済の 活性化につなげましょう。

農業者は、農地を都市環境の一部として耕作・保全しましょう。

●行 政

行政は市民農園を利用したい人のために、利用者の募集を広く市民にPRします。 行政は札幌の農業に関するさまざまな普及、市民への啓発活動を行い、生産者、 市民の取組みを直接的、間接的に支援します。

II-2 農地を活用した農とふれあう場づくり **II-3** 草地や水辺を活用したふれあいの場づくり

●草地や水辺を活用した 場づくりの事例

公園、緑地内の草地や水辺を活用した、 ふれあいの場づくりが活動団体によっ て進められています。



あいの里公園の沼清掃

●農地の有効活用の事例

地域コミュニティの活性化、農業 に対する理解を深める場として、 子どもからお年寄りまで幅広く農 業体験ができます。



農地の活用[東区]

市民農園について

市民農園は、札幌市 が開設している市民 農園のほか「市民農園 整備促進法」に基づき 農家の方が開設して いる市民農園が市内 に18カ所あります。

開設する方に施設 整備(給水設備、駐車場、 休憩所、トイレ、看板等) に要する経費の一部 を補助しています。

○新たな森づくり

関連する主な推進プログラム♥❷●

里地での環状グリーンベルト形成に向けて、農地や草地、防風林などの保全のほか、公園予定地を活用し、生物の生息・移動空間の確保や低炭素社会に向けた新たな森づくりに取組みましょう。

●市 民 各 ●活動団体 担

い

手

の役

割

市民は、行政や活動団体が企画する植樹祭に参加したり、植樹のための基金に寄付したりするなど、森づくり活動に積極的に参画しましょう。

活動団体は、行政が企画する植樹祭に参画するほか、行政との協働による自主的な森づくり活動を展開しましょう。

●企 業

企業は、森づくり活動に積極的に参加するほか、ネーミングライツによる森づくり活動、企業CSR活動としての資金や資材の提供、人材の提供などを行いましょう。

●大学·専門

大学など専門機関は、植樹技術・森づくりの意義について研究・開発・普及に努めましょう。

●行 政

行政は森づくりのための植樹祭などを企画するほか、森づくりのための土地の確保や提供、資材の提供、各種活動の調整・コーディネートを行います。

II-4新たな森づくり

●新たな森づくりの取組みの例

行政や活動団体が企画する植樹祭や、企業の森づくり活動などを通して、新たな森づくりが進められています。



企業との連携による山口緑地の植樹活動



山□緑地で行われている さっぽろふるさとの森づくり植樹祭

■制度・支援メニュー 一覧表

1.ボランティア活動の制度 〇 ボランティア

●くみどりのボランティア>公園ボランティア制度

都市公園などにおける市民の方々のボランティア活動の実態を把握し、状況に応じた側面的な支援を行うことにより、公園におけるボランティア活動を促進するため、公園でのボランティア活動を希望する市民の方が登録をした上で、計画的に清掃等の活動をしていただく制度です。

中央区土木部維持管理課 TEL:011-614-5800

北区土木部維持管理課 TEL:011-771-4211

東区土木部維持管理課 TEL:011-781-3521

白石区土木部維持管理課 TEL:011-864-8125

厚別区土木部維持管理課 TEL:011-897-3800

豊平区土木部維持管理課 TEL:011-851-1681

清田区土木部維持管理課 TEL:011-888-2800

南区土木部維持管理課 TEL:011-581-3811

西区土木部維持管理課 TEL:011-667-3201

手稲区土木部維持管理課 TEL:011-681-4011

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522

ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/volunteer/volunteer.html

●<みどりのボランティア>森林ボランティア制度

森林の保全と活用を目的に民有林を買い取った「都市環境林」、森林所有者の協力により、自然とのふれあいの場として開放している「市民の森」、都市景観の形成や環境の保全などのため樹林地を指定した「特別緑地保全地区」などにおいて、市民による積極的な森林保全活動を行なう事業です。森林で草刈、間伐、枝打ちなどの活動をする皆さんを森林ボランティアとして登録し、資機材の提供・技術指導などの支援を行っています。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/volunteer/index.html

●さっぽろタウンガーデナー制度

札幌をみどり豊かなうるおいある都市にするための「花と緑のまちづくり」に取組む方達の登録制度。「さっぽろ花と緑のネットワーク」が、花と緑に関する活動のお手伝いをします。ホームページや会報で情報を発信したり、イベントや講習会などを通じてガーデナーの皆さんの交流の機会を作ります。活動を新しく始める人たちの、きっかけづくりのお手伝いもします。

さっぽろ花と緑のネットワーク事務局 TEL:011-251-3309/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/flowers/

2. 講習会・手引き 🤌 講習会・手引き

●緑花園芸学校

花や緑を通して地域や社会に貢献できるボランティア、都市緑化のサポーターの養成を 目的に開講しています。札幌の気候にあった植物管理の知識と技術、公園の維持管理や イベント運営などを学べます。カリキュラムは四季(4クオーター)に分けて、講義46回・ 実習25回で構成しています。また、講義のみになりますが、興味のある講義を自由に選 んで申し込みができる「個別受講」を随時受け付けています。

(財)札幌市公園緑化協会 TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/school.html

●<各種講習会>豊平公園緑のセンター

園芸教室や、自然観察会などの自然教室・クラフト講習会などを開催しています。連続講 座として、園芸・アート講座も開催しています。不要になった樹木や草花を他の欲しい方 へ仲介するグリーンデータバンクも行っています。

豊平公園緑のセンター TEL:011-811-6568

ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/toyohira/

●<各種講習会>百合が原公園緑のセンター

園芸、植物などに関する講習会、植物を素材にしたクラフト教室、実際に園芸作業をしな がら基本を学べるガーデニング教室などを開催しています。無料で利用できる相談コー ナーや図書館、ガーデンショップが併設されています。

百合が原公園緑のセンター TEL:011-772-3511

ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/yuri/

● < 各種講習会 > 平岡樹芸センター

園芸、庭づくり教室、クラフト、アレンジ講習会などを開催しています。緑の相談コーナー、 講義室、展示室、図書コーナーなどが設けられています。

平岡樹芸センター TEL:011-883-2891

ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/jyugei/

●緑と花に関する手引書「すくすくみどり」の配布

緑と花に関する手引書を毎年10,000部作成し、毎年春に札幌市役所・各区役所・公共施設等で配布しています。

(財)札幌市公園緑化協会 TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/sukusukut.html

●花苗づくりブック「種から育てる花のまちづくり"たね本"」の配布

種から花苗を育てるための基本的なポイントを紹介するガイドブックを配布しています。花の育苗・栽培には多くの手法がありますが、なるべく安く、分かりやすく、容易にできることを目指して、セルトレイ(種まき用の容器)を用いた育て方を中心に、まとめたものです。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/book/tanebook/index.html

3.緑化の支援 🔮 緑化の支援

●マイタウン・マイフラワープラン

みどり豊かなまちづくりの取組みの一環として、市民の緑化意識の高揚を図り、市民の 自主的な緑化活動の推進を目指して、幼稚園や小学校、地域において、街路樹桝などに植 える花苗を市民の皆さんが自ら育てる取組みを支援する制度です。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523

●一家庭一植樹運動(苗木の提供、植樹支援)

緑のボリュームアップの取組みとして、民有地の緑化の推進と市民の緑化意識の高揚を 図ることを目的に、各家庭での植樹を支援する取組みです。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523

●緑化ツタ苗の補助事業

札幌市内で、ツタで壁面を緑化しようとしている住宅、事業所等を対象として、植込み予 定数の半数(最高15本)のツタ苗(ナツヅタ)を現物で助成しています。募集は年2回で春 と秋に広報さっぽろ等でお知らせしています。

(財)札幌市公園緑化協会 TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/tuta.html

●フラワーコンテナ(ポット)の貸出し

札幌市内の町内会、自治会、商店街等の民間団体を対象として、身近なみどりの創出と花 壇造成の一助となるよう、3年間フラワーポットの貸し出しを行っています。募集は年1 回で春に広報さっぽろ等でお知らせしています。

(財)札幌市公園緑化協会 TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/pot.html

●記念樹プレゼント事業

札幌市民を対象に、結婚、出産、新築といった人生の節目を記念して家庭用の苗木をプレ ゼントしています。募集は年2回で春と秋に広報さっぽろ等でお知らせしています。

(財)札幌市公園緑化協会 TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/purezento.html

4.地域のみどりをつくる制度 () みどりをつくる

●緑の協定制度

住まいの地域のみどりを守り育てるために、市民の皆さんの住宅敷地などのみどりを増やすことについて住民の皆さんの合意を得た上で市と協定を結び、お互いに役割分担しながら、みどりを増やす活動を共に行っていく制度です。市は緑化に対しての技術的なアドバイスや苗木の提供などいろいろな支援を行います。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyoutei/midoriseido.html

●緑化推進協議会制度

自分達の住む地域のみどりを守り育てるために結成した団体を市長が「緑化推進協議会」 として認定します。緑化推進協議会が活動する地区の住民の皆さんと市が協働でみどり を増やすための活動を行います。認定・実施の際に技術的なアドバイスなどいろいろな 支援を行います。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523

5.地域のみどりを守る制度・事業 👸 みどりを守る

●緑保全創出地域制度

市・市民・事業者・所有者等が一体となって、札幌のみどりを豊かなものとし、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為にあたり、種別ごとに一定の緑化などの確保を図り、みどり豊かな都市環境を保全及び創出する制度です。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/hozensyousai/hozensyousai.html

●保存樹木・保存並木

樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定しています。(現在、保存並木の指定実績はありません)

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523

●景観重要樹木

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボル的な存在として、都市景観を特徴づけている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で景観法を基に景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観形成を推進しています。

市民まちづくり局都市計画部地域計画課 TEL:011-211-2545/FAX:011-218-5113

●特別緑地保全地区

街の中の良好な自然環境を形成するみどりを保全することを目的とし、都市緑地保全法(現都市緑地法)に基づき都市計画決定されるもので、都市景観上・環境保全上あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要のある樹林地等が対象となります。特別緑地保全地区では、建築物の新築や樹木の伐採などの一定の行為を行う際は、札幌市長の許可を得る必要があります。

【制度に関すること】環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 【行為の制限に関すること】環境局みどりの推進部みどりの管理課 TEL:011-211-2536/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/hozenchiku.html

●風致地区制度

風致地区内における建築物の建築などの行為を規制することにより、都市の風致を保全し、みどり豊かな都市環境を保全するための制度です。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/fuchisyousai/fuchisyousai.html

●都市環境林取得整備事業

市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観及び防災機能上保全が必要な地域などについて、計画的に一般民有林を公有化することにより、これらの森林を保全するものです。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/toshikankyou/toshikankyou.html

6.公園管理の制度 🕲 公園管理の制度

●街区公園等管理業務委託

市民の方の公園への愛着を育み、また、市民の方と行政が一体となって、美しく、安全に、公園を管理するため、町内会等の地域の団体に街区公園等の清掃、草刈の業務を委託しています。

各区土木部維持管理課:連絡先は、P.112公園ボランティア欄参照 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/itaku.html

●近隣公園清掃業務委託

障がい者団体(施設)等に近隣公園の清掃の業務を委託しています。

環境局みどりの推進部みどりの管理課 TEL:011-211-2536/FAX:011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/shiminsanka.html

7.PR 🙌 PR

●コンテストの実施(「緑と花のフォトコンテスト」)

札幌市内の公園、緑地における、みどりや花の魅力、美しさ、公園でのひととき、自然との ふれあいなどを表現した作品を募集します。応募要領などは、都市緑化基金のホームペー ジや広報さっぽろに掲載します。

(財)札幌市公園緑化協会 TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/photo.html

8. その他 (10) その他制度

●街並み誘導型地区計画制度

建物の高さや道路からの壁面の位置などを制限して、良好な街並に誘導するために、道 路にかかわる容積率の制限を緩和することができる制度です。

市民まちづくり局都市計画部地域計画課 TEL:011-211-2545/FAX:011-218-5113

●総合設計制度

建築物の敷地内に一般の歩行者等が利用できる空地(公開空地)を設けるなどの優良な プロジェクトについて、建築基準法に基づく容積率制限、斜線制限等を特定行政庁の許 可により、緩和できる制度です。

都市局建築指導部管理課 TEL:011-211-2859/FAX:011-211-2823

●札幌景観資産

市民や観光客から親しまれている建造物や樹木などの歴史的な景観資源を大切に継承し、 個性豊かな景観を形成するため、札幌市が独自に指定し、保存と活用を図るものです。

市民まちづくり局都市計画部地域計画課 TEL:011-211-2545/FAX:011-218-5113

●河川美化活動支援制度

札幌市の維持管理河川において、清掃・草刈・花壇の手入れなどの美化活動を行う、町内会・ 河川愛護団体・企業・NPOなどの団体に、ゴミ袋、軍手、タオルの配布、ゴミの回収など の活動支援を行うことにより、良好な水辺環境が保全されることを目的とする制度です。

建設局下水道河川部河川管理課 TEL:011-818-3415

ホームページ http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/menu07-04.html

●アダプトプログラム

アダプトとは、英語で「養子縁組する」という意味。このプログラムは、ボランティアとな る地元住民や企業が, 道路や公園など地域の共有財産である公共施設や空間を、管理者 との契約に基づき、定期的・継続的に代替管理を行う制度です。中央区や豊平区、西区に おいて実施されています。

中央区市民部地域振興課 TEL:011-231-2400/FAX:011-511-7234 豊平区市民部地域振興課 TEL:011-822-2400/FAX:011-822-9357 西区市民部地域振興課 TEL:011-641-2400/FAX:011-641-2455

●札幌市都市緑化基金

ここで掲載している支援メニューのうち、さっぽろ緑花園芸学校や記念樹のプレゼント、 フラワーポットや貸出し、ツタ苗補助など多数のメニューは、「札幌市都市緑化基金」を 活用して運営されています。

「札幌市都市緑化基金」は、都市緑化の推進を目的とした各種の普及啓発及び助成事業を 行うために昭和59年に設立されました。札幌市と札幌市公園緑化協会では、この基金の 運用益によって、民有地緑化の普及・啓発活動を行ったり、市民・町内会等に対して民有 地緑化のお手伝いをするなど、様々な事業を実施しています。

この基金では、企業や市民の皆様からの寄付などにより成り立っています。緑あふれるさっ ぽろのまちづくりのため、札幌市都市緑化基金の募金にご協力をお願いします。

- *各区役所や当協会が管理する公園の窓口などに募金箱を設置しています。
- *ご寄付をいただける場合は、札幌市公園緑化協会へお問い合わせください。

お問い合わせ先:(財)札幌市公園緑化協会

TEL:011-211-2579/FAX:011-211-2577

ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin.html

●札幌市森林保全基金

良好な都市生活環境を形成している樹林地の保全施策を展開する上で必要となる資金 を恒常的に捻出するための財源として昭和63年に設立された基金です。

環境局みどりの推進部みどりの推進課 TEL:011-211-2522/FAX:011-211-2523